

葉山町ブロック塀等撤去補助金交付要綱

(平成 31 年 3 月 12 日制定)

(改正令和元年 6 月 1 日)

(改正令和 2 年 4 月 1 日)

(改正令和 3 年 4 月 1 日)

(改正令和 4 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊及び転倒による被害を未然に防止することを目的として、倒壊等の危険性のあるブロック塀等を撤去する者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 鉄筋コンクリート塀、コンクリートブロック塀及び組積（石、レンガ等）造の塀をいう。
- (2) ブロック塀等の撤去 ブロック塀等を高さ 1 メートル未満に解体撤去することをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金を受けることができる者は、自らが所有する戸建て住宅に付属するブロック塀等を所有する個人であって、申請年度の 3 月 10 日までに工事を完了し、補助金の交付申請を行うことができる者とする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者を除く。

- (1) 土地の販売を目的としてブロック塀等を撤去する者
- (2) ブロック塀等が設置されている場所において、この要綱に基づき補助金の交付を受けたことがある者
- (3) 葉山町まちづくり条例(平成 14 年葉山町条例第 17 号) 第 3 条第 1 項第 1 号に規定する開発事業(同条例第 39 条に該当するものを除く。)に伴う工事においてブロック塀等を撤去する者
- (4) 国及び地方公共団体その他の公共団体が行う工事においてブロック塀等を撤去する者
- (5) 他の助成制度を受けてブロック塀等を撤去する者
- (6) 道路整備に伴う移転補償を受けてブロック塀等を撤去する者
- (7) 住宅の建て替えと併せてブロック塀等を撤去する者
- (8) 町税を滞納している者

(暴力団等の排除)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、葉山町暴力団排除条例(平成 24 年葉山町条例第 8 号)

第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等（以下「排除対象者」という。）が行う事業等に対しては、補助金を交付しないものとする。

- 2 町長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は交付を受けた者が排除対象者に該当するか否かを神奈川県警本部長に対して照会を行うことができる。

（補助金の交付対象基準）

第5条 補助金の交付対象となるブロック塀等は、申請者以外の第三者が通行する道路（私道を除く。）又は公園に面し、延長が1メートル以上、かつ、高さが1メートル以上のもの（擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を含む高さが1メートル以上、かつ、塀の高さが60センチメートルを超えるもの）で、ブロック塀等に傾き、ひび割れ等があり地震発生時に倒壊の危険性があると町長が判断したものとする。ただし、町長が特に必要であると認めたときは、この限りではない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内でブロック塀等の撤去に要する経費の2分の1又はブロック塀等の撤去1メートルにつき5千円を乗じて得た額を比較していずれか少ない額とし、1敷地につき10万円を限度とする。

- 2 前項の補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、工事に着手する前に、ブロック塀等撤去補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) ブロック塀等の位置、構造、延長及び高さを記入した見取り図
- (3) 現況の写真
- (4) 業者によるブロック塀等の撤去工事の見積書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第8条 町長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとし、不交付を決定したときはブロック塀等撤去補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請の変更又は取下げ）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合及び工事予定額に変更が生じた場合、又は申請を取り下げる場合には、ブロック塀等撤去補助金交付（変更・取下げ）申請書（第4号様式）を、変更にあつては変更に係る書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

(変更又は取下げの交付決定通知)

第10条 町長は、前条の申請により交付決定の変更の承認、不承認又は取下げの承認を行った場合には、ブロック塀等撤去補助金交付決定(変更・取下げ)通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(完了実績報告書)

第11条 第8条又は前条の規定により通知を受けた者は、第7条の申請にかかる工事が完了したときは、ブロック塀等撤去補助金工事完了実績報告書(第6号様式)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了後の写真
- (2) ブロック塀等の撤去工事の領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項のブロック塀等撤去工事完了実績報告書及び書類は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付申請年度の3月10日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の規定によりブロック塀等撤去工事完了実績報告書の提出があったときは、当該工事完了の確認を行い、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 前項により補助金の交付が適当と認められた者は、町長の指示に従いブロック塀等撤去補助金交付請求書(第7号様式)により支払いを請求するものとする。

3 町長は、前項の規定による支払いの請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第13条 補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助金受領者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則として、ブロック塀を再築しないこと。
- (2) ブロック塀等撤去後に建築基準法令に違反した建築物又は工作物を設置しないこと。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 町長は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金受領者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請に不正行為があったとき。
- (2) 前条各号に規定する遵守事項に違反したとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。